主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

弁護人高木修、同平田米男連名の抗告趣意は、違憲(憲法三七条違反)をいうが、その実質は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない(なお、本件被告事件の審理に際し、春日井簡易裁判所裁判官長谷川芳市のとつた所論の措置は、刑訴法二五六条六項の趣旨に反する異例のものであるが、これをもつて直ちに、同裁判官が本件被告事件につき、不公平な裁判をする虞れがあるとは認められない。)。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五〇年七月二一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸		盛	_
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	团	藤	重	光